

【報告1】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に
基づく協議会への移行について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく 協議会への移行について

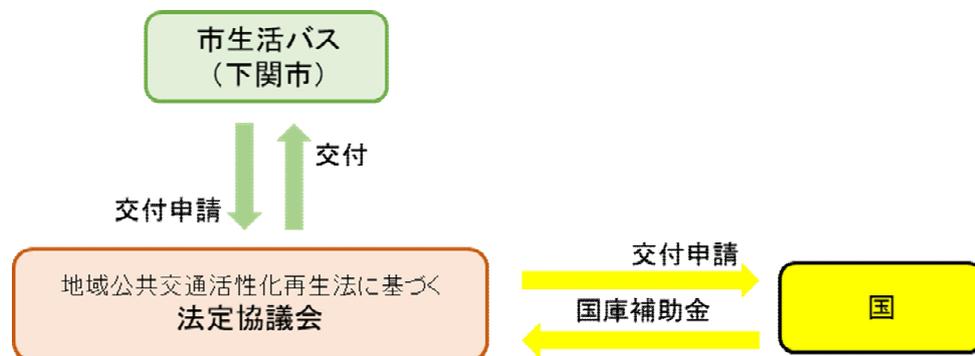
下関市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）に基づく、（仮）下関市地域公共交通協議会（以下「法定協議会」という。）に移行したいと考えております。

1. 法定協議会へ移行する理由

○補助金の活用

現在、自家用有償旅客運送である市生活バスでは、その運行に対する国の補助金（国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用しています。

今後、活性化再生法の改正に合わせ、補助制度の変更に伴い、その補助金の対象者は、地方自治体ではなく、「法定協議会」を通して、交付されることになりましたので、「法定協議会」への移行が必要となりました。



また、本市では、「下関市地域公共交通網形成計画（下関市総合交通戦略）」を策定し、この計画について、交通会議で進捗管理を行っています。

今後、現計画を変更する際は、活性化再生法に基づき、「地域公共交通計画」に変更することになります。

2. 法定協議会について

① 法定協議会の位置づけ

「法定協議会」と「交通会議」の参加する関係者は、法律上、同じ構成メンバーになると考えております。

そこで、「法定協議会」と「交通会議」を別々に設けるのではなく、「交通会議」を廃止し、両者の機能を併せ持つ「法定協議会」へ移行いたします。

また、既存の「交通会議」は予算を取り扱っていません。

「法定協議会」に移行することに伴い、補助金の受領等が必要となることから、「法定協議会」で予算を取り扱うにあたり、事務処理方法等を変更することが必要となります。

② 交通会議の名称変更

「法定協議会」になったことをわかりやすく内外に示すため、既存の「交通会議」の名称を、「(仮) 下関市地域公共交通協議会」に変更するように考えております。

③ 法定協議会の設置

現在も、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用しており、今後の補助金を受ける予定に併せて、令和5年3月頃、もしくは遅くとも令和5年度中に、法定協議会へ移行したいと考えております。

④ 各種規程の制定

下関市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）を廃止し、法定協議会規約を新設します。

これに併せて、各種規程を整備いたします。

道路運送法に基づく

地域公共交通会議

目的	・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を行う。
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
構成員	・ 市町村、県 ・ 運輸局 ・ 交通事業者 ・ 交通事業者の運転者組織 ・ 住民、利用者代表 ・ 道路管理者 ・ 交通管理者 ・ 学識経験者 ・ 主宰者が必要と判断する者
事業実施	行えない

平成19年5月

下関市地域公共交通会議 の設置

活性化再生法に基づく

法定協議会

目的	・ 地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行う。
対象モード	多様な交通モード（鉄道、旅客船など、すべての交通）
構成員	・ 市町村、県 ・ 運輸局 ・ 交通事業者 ・ 住民、利用者代表 ・ 道路管理者 ・ 交通管理者 ・ 学識経験者 ・ 主宰者が必要と判断する者
事業実施	行える

下関市地域公共交通協議会